

神奈川最賃千円裁判傍聴記（六）

下山房雄（かながわ総研元理事長）

【エッセイ】 神奈川最賃千円裁判傍聴記（六）（下山房雄）

第六回裁判が、2012年8月8日午前、横浜地裁101法廷で開かれた。横浜地裁で一番容量が大きい法廷ときくが、席数を数えると横一行14席が6行で計84席。今回傍聴抽選に並んだのは、サポーター千人達成（この日——1030人）の力の現れか、先生から最賃裁判傍聴の宿題を与えられた中学生・高校生の参加もあつてか、計120人余り。それで30人近くが外れ。幸い、私は当りで傍聴できた。私と同じく海老名から参加の、国民救済会海老名支部長は外れてしまった——私のアピールでサポーターに加わって頂いた人だったので、残念残念。

今回裁判は、102人になった原告団からの7人目の陳述で始まった。10年前に離婚し、元夫からの送金はないまま、2人の子供を育て私大理工学部、専門学校にあげているシングルマザーの

淡々としたしかし内容的には極めて重い陳述。時給9000円での病院手伝いの月10―13万円の収入で生保受給せずでは自立した家族生活は営めず、年金生活の母親のところに転げこんでの寄食生活。子どもたちは年100万、150万円の奨学金を受けているが卒業時にはそれが膨大な借金になるという不安。優しかった母親とは電気を点けた、消し忘れたで言い争いになるなどギスギスした関係。

こうした貧困の家族への拡がりの訴えを聞いていた私は、生保基準の最賃との比較を彼我ともに単身世帯で行っている現在の状況を、我々の側はより発展させて少なくとも二人世帯基準での比較に進めなければと考えた。因みに、高等教育無償化、公共住宅あるいは家賃手当、児童手当などが日本と同じく不備か欠くかのアメリカでの運動状況を、私は04年ミネルヴァ書房刊の社会政策学会誌12号『社会政策学と賃金問題』86頁で次のように書いている―

「CW運動が目指すのは、女性にも家族賃金をということ、シングルマザーが自己の賃金で子育てできることを要求している。ジュリア・ロバーツ演ずるエリン・プロコピッチが訴訟に負けても3人の子育てができる賃金を要求しているのである。女性職賃金が低いことを団交で主張してストをかけてとるとか、最賃引き上げで女性職賃金をあげる方がベターなCW運動というのがブルムの含意だ。ところが日本では最賃金額引き上げにはほとんど沈黙であり、高い家族賃金から安い個人賃金への改革が叫ばれる」(CW運動―コンパライティブ・ワース運動は女性職賃金を市場に抛る評価ではなくて、女性労働の価値を人が直接に評価することで引き上げようとする運動。エリン・プロコピッチ―2000年制作のアメリカ映画、法律事務所助手として働くシングルマザーの奮闘努力で公害裁判に最後に大勝利する話。ブルム―96年お茶の水書房訳書刊『フェミニズムと労働

【エッセイ】 神奈川最賃千円裁判傍聴記（六）（下山房雄）

A：中賃＝国の主張　　B：神奈川労連＝原告の主張

	A	B	A ÷ B	A - B
生活保護基準平均月額				
生活扶助 第1類（個人 12—19歳）	41,269	42,080	98.1%	▲ 811
第2類（一人世帯）	42,593	43,480	98.0	▲ 887
第2類（冬期加算）	1,263	1,287.5	98.1	▲ 24.5
期末一次扶助	1,159	1,181.6	98.1	▲ 22.6
小計	86,284	87,979	98.1	▲ 1,695
住宅扶助	38,887	69,800	55.7	▲ 30,913
合計	125,171	157,779	79.3	▲ 32,608
公租公課分算入（係数 A：/0.857 B/0.859）	146,057	183,677	79.5	▲ 37,620
勤労控除	—	31,240	0.0	▲ 31,240
a：生保基準総計	146,057円	214,917円	68.0	▲ 68,860
β：時間賃金算定に用いる月間労働時間	173.8	150	115.9	23.8
a ÷ β	841円	1,432円	58.7%	591円

の間』の著者リンダ・ブルム）。

さて原告陳述に続いては、提出された原告準備書面（5）の田渕弁護士による要約口述であった。この準備書面（5）は「第一 最低賃金の大幅引き上げは社会的要請であること」（1—3頁）の総論と「第二 最低賃金の大幅引き上げは法的要請でもあること」と最低賃金と生活保護とを比較する方法について」（3—9頁）の詳論とから成る。後者は、かねてから神奈川労連が「五点のゴマカシ」として批判してきた国の生保—最賃比較方法の問題点を田渕弁護士が第一回裁判で陳述したことの延長で、今度はそれをより精確詳細に展開したものだ。そこに掲げられている「考慮すべき要素を正當に考慮した場合の計算方法」の結果数字が表のB列だ。

「被告国による神奈川県地域別最低賃金の決定には、その基礎とされた最低賃金と生活保護との乖離額という重要な事実に関して、重大な事実の誤認が存在する。……裁量権の範囲を逸脱した又はこれを濫用した違法な決定」と断じて終わる原告準備書面

(五) に対して国側は、全21頁の被告準備書面(4)を提出している。例によってということか、口述は無かった。

この被告準備書面(4)の「はじめに」と「結語」に挟まれた本論は、「第2 法12条による改正決定につき、厚生労働大臣等に広範な裁量権が認められていること」(4―7頁)、「第3 本件不作為が神奈川県労働局長の裁量権の範囲を超え若しくはその濫用となるとは認められないこと」(7―21頁)の二つの部分から成る。うち前者は、前回あるいは前々回の裁判での国側の強引な言説―「07年改正最賃法9条3項の(生活保護との整合性に配慮する)の(配慮)は保護基準を上回る法的義務を課したものではない」を修正補強する次の論理を展開する。すなわち9条2項の「地域における労働者の生計費及び賃金ならびに通常の事業の賃金支払い能力を考慮」を重用し、「かかる三要素は、そのうちのどれかに重点がおかれる、他の要件が二の次に置かれるといった関係にあるものではなく」総合勘案すべきものと述べる(6頁)。直前の5頁の叙述では最賃法の第一義的目的は「労働条件の改善を図ること」と言いながら、すぐに生計費の位置を引きずり落としているのだ。そうした枠を設定して安心安全となったと思っただけか、生保と最賃との比較論を含む後者(第3)では、法9条3項で「地域別最低賃金が生活保護を下回らない水準になるよう配慮すべき」と規定した(法的に規定した?)と述べる。

生保最賃比較の技法として国が選択したのは、中央最低賃金審議会(中賃)での労働者側の主張(生計費を重視して生保水準に勤労経費を含むなど高い水準を主張)と使用者側の主張(支払能力を重視して生保は低い水準を主張)の対立を、後者の側に立ったとしか理解されない内容での公益側案で取りまとめた技法であった。公益委員は「最低限の生活水準とは、先ずは衣食住について考慮すべき」と称し(15頁)、9条3項に憲法25条の生存権規定を反映した「健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう」と明記さ

れたのを完全に無視した。その技法による神奈川版計算結果が表のA列である。因みに、AB両者間格差で最大なのは「勤労控除」であるが、この項目について国側準備書面の「生活保護制度の概要」（10―12頁）説明で一言も触れていず、従って「勤労控除」をカウントしなかったことの正当性を説明することもなされていらない。こうした「知らしむべからず」的裁量発揮は、封建国家のやり方だ！

他の項目についてのABの差異は、生活扶助（A平均値 B上限値）、住宅扶助（A実績平均値 B上限値）、労働時間（A法定理論値 B1800時間／年政策目標値）という違いに拠っている。近代国家行政の裁量は恣意的ではならず論理一貫性を保持すべきと考えるならば、Aは労働時間―平均値155、公租公課率―最低の沖繩ではなく中位県の値、を採るべきだった。（8／16）